

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について【介護高齢課】

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

→ 保険料段階が第1段階から第3段階までの被保険者のうち、要件に該当する方について独自減免を実施しています。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

→ 介護保険制度で定める軽減制度の実施などにより、低所得者の利用者負担軽減に取り組んでいます。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口には専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

→ 介護支援専門員や保健師などの資格を持つ職員が介護高齢課窓口で相談に対応し、介護サービスについての相談や要介護申請についての受付に対応しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

→ 居宅介護サービス計画において、介護保険制度で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けた場合に、届出を求め、内容の検証をすることとしていますが、一律に回数を制限するものではありません。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

→ 介護施設等につきましては、サービスの需給などを検討し策定した介護保険事業計画に基づき計画的に整備します。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

→ ホームページに入所指針や様式を掲載し、意見照会があったものについて適切に対応しています。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

→ 利用者の状態と多様な生活支援サービスの内容とを総合的に考慮して、現行相当サービスが必要な方へは当該サービスを提供しており、当該サービスにおいては期間を区切ることはありません。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

→ 総合事業は、事業費の上限管理がされておりますが、上限を超過した場合においても必要なサービスが提供できるよう、一般財源及び第1号保険料を財源として、事業費が確保できる体制を整えています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

→ 現在、市内には地域の福祉会やボランティアが運営する高齢者を対象とするサロ

ンが 140 か所あります。また市の事業として、「たまり場」、「ちから塾」などの通所介護予防事業を実施しており、高齢者の集う場所としての役割も担っております。

サロンには、豊川市社会福祉協議会から助成金が支給されていますが、現在のところ、助成金を拡充する予定はありません。

認知症カフェには、平成 28 年度より認知症カフェ事業に対する補助金の交付を実施しており、9 団体に対し補助を実施しております。毎年 1 箇所の開所を想定し、対応する予定です。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

→ 市の事業として、「たまり場」、「ちから塾」、「体カテスト」、「回想法」などの介護予防事業を実施しており、高齢者の集う場所としての役割を担っております。また、高齢者の運動・生活機能の向上を目的に平成 27 年度より「いきいき元気運動教室」を実施しており、今年度は、昨年度実施全 16 会場から、4 会場増やし、20 会場実施する予定です。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

→ 現時点で、受領委任払い制度の実施は、予定しておりません。

★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

→ 介護職員初任者研修の受講支援及び就労加算事業やICT機器導入支援事業などの取り組みにより、介護人材の確保支援に努めているところです。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

→ 現時点で、広域連合としての介護職員処遇改善の施策は、予定しておりません。

③利用者にとって危険を招きかねない 1 人夜勤を自治体の責任で禁止し、8 時間以上の長時間労働を是正してください。

→ 現時点で、広域連合としての 1 人夜勤の禁止は予定しておりません。人員配置については介護保険法に基づき適切に行うよう、指導しております。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

→ すべての要介護認定者を対象とすることは困難と考えています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

→ 要介護 1 以上の方に、案内と申請書を個別に送付しています。

2. 国保の改善について【保険年金課】

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

→ 保険料については、医療費水準、被保険者数等の動向を見ながら適正に賦課

してまいります。減免制度については、法定軽減に加え、独自減免をすでに実施しており、拡充及びそのための繰入額の増額は考えておりません。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

→ 保険料負担の公平性を確保するため、子どもについても均等割の対象としています。なお、これについて特段の減免措置は考えておりません。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

→ 独自減免をすでに実施しており、拡充は考えておりません。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

→ 保険料の滞納は国保制度の維持、存続に重大な影響を及ぼしますので、適正に対応する必要があります。状況によっては、資格証明書交付もやむを得ないものと考えます。ただし、障害者やひとり親家庭など、公費負担医療を受給などの要件に該当する場合には、資格証明書交付の対象外としています。また、分納している世帯には、状況に応じて正規の保険証を交付しております。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

→ 収納課における分納の相談など、状況等を見た上で短期保険証交付や差押えを行っており、今後とも適正に対応していきます。なお、滞納者への差押えについては、法令を遵守しています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

→ 一部負担金減免制度の基準については適正なものであると考えています。周知については市のホームページに掲載しており、相談があれば応じてまいります。また、生活困窮者の相談に応じる可能性のある市役所内部署の職員にも制度を周知しています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

→ 70歳以上の高額療養費支給申請の簡素化の実施については、愛知県国保運営方針連携会議で取り扱いについて、協議されています。実施には、被保険者の加入・脱退による事務の煩雑化、初回申請時の制度周知、システム改修など解決すべき課題も多いため、情報収集を行っていきます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など【収納課】

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

→ 滞納処分は広島高裁判決を踏まえ、差押禁止財産を把握し、適切に行っています。

本市では、納税相談を収納課で随時実施しており、滞納原因や生活実態を十分に把握したうえで、適切な対応に努めています。

4. 生活保護について【福祉課】

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第 25 条および生活保護法第 1 条・第 2 条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

→ 生活保護申請の意思のある方には、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めており、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」などで追い返すようなことはしていません。また、保護が必要な方には申請手続きの援助指導を行うことにより、速やかに申請を受け付け、生活保護費の速やかな支給に努めています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

→ 生活保護世帯数の増加に伴い、法律（社会福祉法第 16 条）に基づいた現業員の定数配置ができるよう人員要望をしていきます。現業員の職員研修については、新任研修を始め、経験年数や政策課題に応じた研修を受講するとともに、家庭訪問や窓口相談を通して就労支援や生活指導を丁寧に行っています。また、就労支援を専門に行う嘱託職員も配置しており、相談者の事情に応じたきめ細やかな支援にも力を入れています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

→ 行政側のミスによる過誤払いについては、返還発生の経緯や返還額について利用者に十分な説明を行います。その上で、利用者の生活が保障されるように配慮しながら、市と利用者が支払方法等を協議し、利用者が了承した上で、返還するようにしています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

→ 国の実施要領に基づき、資産の申告を求めているところです。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

→ 国の実施要領等に基づき、対応しております。

5. 福祉医療制度について【保険年金課】

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

→ 現在のところ、福祉医療制度について特段の変更は考えておりません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

→ 本市では、子ども医療費の現物給付について通院、入院とも中学校3年生まで実施しています。現在のところ、対象年齢の拡大は考えておりません。また、入院時食事療養の標準負担額について助成対象とすることは考えておりません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

→ 本市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方の全疾患にかかる医療費の自己負担額を全額助成しています。自立支援医療(精神通院)対象者については、精神通院の医療費の自己負担額を全額助成しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

→ 現在のところ、妊産婦医療費制度を創設することは考えておりません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【子育て支援課】

→ 平成28年度に調査を行い、平成29年度に結果を公表しました。

国民生活基礎調査の結果である、122万円を貧困線とした場合の豊川市の貧困率は、全国平均13.9%に対し、5.2%でした。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。【子育て支援課】

→ 母子家庭等自立支援給付金事業として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、入学支援終了一時金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、そして、母子家庭等日常生活支援事業について予算措置しております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。【学校教育課】

→ 認定対象基準について、本市では平成27年度に生活保護基準の1.23倍以下から1.27倍未満の世帯までに引き上げております。その際は、これまで対象となっていた世帯が同じ条件で対象外とならないように配慮しております。

年度途中での申請については、入学説明会やホームページ、市広報で周知しています。また、支給内容については、学用品費、通学用品費、修学旅行費、給食費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費、新入学児童生徒学用品費(就学予定者)となっています。

新入学児童生徒学用品費(就学予定者)は、平成29年度より、入学前の3月に支給できるようにしております。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。【子育て支援課】

→ 子育て支援課では、上記①の調査の集計・分析結果に基づき、有効な施策を検討しています。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。【学校給食課】

→ 学校給食費は、学校給食法施行令第2条に示された区分により食材料費のみを保護者に負担していただいておりますが、それを無償にする考えはありません。また、低所得者に対しては、生活保護制度や就学援助があるため、減額や

「多子世帯に対する支援」などについての考えはありません。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。【保育課】

① 認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

→ 令和元年度

私立園: さつき保育園【新設】、中部保育園【建替え】

公立園: 大木保育園【建替え】

建替えの保育所では3歳未満児の受け入れ拡充予定

民間保育所については、公立保育園の職員配置に準じて保育ができるよう市単独の運営費補助金を交付しており、手厚い保育ができるよう、運営・支援しています。

② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ上げるための独自の支援を実施してください。

→ **指導監督基準を下回る認可外保育施設等の支援などにつきましては、近隣市などの情報収集を行っていく中で検討していきます。**

③ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

→ **本市では無償化後の給食費について、無償化以前の保育料を上回る事例はありません。**

7. 障害者・児施策の拡充について【福祉課】

★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

→ **障害者のニーズに応じて必要となるサービスを提供できるように、事業所に対して、必要な情報提供を行い、施設の整備を促進していきます。**

なお、障害者の重度化、高齢化に対応するため、日中サービス支援型共同生活援助グループホーム建設の動きが出ています。

② 在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

→ **申請を行った障害者の障害者支援区分又は障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況、サービス等利用計画案などを勘案して支給決定を行っています。**

③ 移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

→ **通年かつ長期にわたる外出(通勤・通学等)は、原則移動支援の対象外としていますが、介護者が疾病等により介護できない等のやむを得ない事情の際には認める場合があります。また、通勤・通学等の訓練のために利用することは、期間を限定して(3か月)認めています。**

④ 入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

→ **入院中の障害者が同行援護等の移動支援サービスの利用については、平成2**

8年6月28日付の厚生労働省通知により可能であることが示されています。また、法改正により、平成30年度から最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、ヘルパー派遣を認め、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができるようになっていきます。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

→ 利用者負担について、障害者総合支援法で定める負担上限月額を設定しています。また、施設での給食費などは、減免措置が講じられています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

→ 介護保険対象者については、基本的に介護保険サービスを優先して受けていただきます。しかし、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、障害福祉サービスの利用を認めており、今後も適切に利用意向を聞き取るとともに、制度の説明を行っていきます。

2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

→ 1)と同じとなります。

3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

→ 高齢障害者の利用負担軽減制度の周知につきまして適切に行ってまいります。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

→ 夜間における職員配置については、夜間支援対象利用者の人数に応じて、夜間支援等体制加算を算定することができます。また、国への要望、自治体の補助については、今後情報収集を行っていく中で検討してまいります。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

→ 障害福祉分野における人員不足については、国への要望および自治体の補助等について、今後、情報収集を行っていく中で検討してまいります。

8. 予防接種について【保健センター】

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

→ 本市では、平成29年度から、流行性耳下腺炎にかかったことがない1歳以上2歳未満のお子さんを対象に、流行性耳下腺炎の任意予防接種を受けた方に、2,000円の助成を1回実施しています。また、ロタウイルスワクチンには、ロタリックスとロタテックの2種類があり、ロタリックスは、生後6週から24週までのお子さんを対象に、1回あたり4,500円の助成を2回、ロタテックは、生後6週から32週までのお子さんを対象に、1回あたり3,000円の助成を3回実施しています。

子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設ける予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。2019年度以降も任意予防接種事業を継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の

対象としてください。

→ 愛知県内における高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種の個人負担金については、本市同様 2,000 円の市町村が最も多く、次いで 2,500 円となっており、個人負担金を減額する予定はありません。なお、本市では、生活保護や市民税非課税世帯は無料で実施しています。

任意予防接種については、75 歳以上または 65 歳から 75 歳の一定の障害をお持ちの方で、定期接種の対象外の方に、生涯で1回のみ 3,000 円の助成を実施しています。また、定期接種においても既に肺炎球菌ワクチンを接種した方を対象外としており、2回目の接種による副反応が、初回接種より頻度が高く、程度が強く発現すると報告されていることから、現在の制度を変更する考えはありません。

9. 健診・検診について[保健センター]

★①産婦健診の助成事業を創設してください。また、助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

→ 本市では、平成 27 年度から産婦健診について1回の助成を行っており、2回に拡充する予定はありません。また、早期に支援の必要な産婦については医療機関との連携も図っています。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

→ 本市では、妊産婦歯科健診を無料で受けられるよう実施しています。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

→ 本市では、令和元年度歯科衛生士を1名増員し、保健センターに常勤の歯科衛生士2名の配置としました。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
 - ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
 - ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
 - ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。
- (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上